

聖隷福祉事業団
理事長 山本敏博様

聖隷福祉事業団
中央執行委員長
疋田勇樹

新型コロナウイルスに関する要望書

新型コロナウイルスが世界に猛威を振るい、感染の拡大が日本でも広がっており、全国に非常事態宣言が発出されました。聖隷福祉事業団は医療福祉を担う社会福祉法人であり、職員もその自覚のもと、患者や利用者に対して尽力しております。

現在、東京都などの大都市では感染拡大が急激に進み、医療崩壊も叫ばれている中、私たち医療福祉の労働者は最前線にて日本の医療福祉を守るべく働いています。このような未曾有の事態は誰もが予期しておらず、職員の不安や困惑もあります。

今後、医療福祉の労働者を守る医療防護具が本来の使用方法では、不足し感染リスクの高い状態での勤務を余儀なくされており、さらに事態が進めば、さらに深刻な環境での労働となり、労働安全衛生法第三条に定める安全と健康を確保することが困難な状況が生じる可能性が危惧されます。

そのため、少しでも労働者の働く環境を、安心安全になるように要請します。

記

- 1.業務中に新型コロナウイルス患者、もしくはその可能性が高い患者に濃厚接触した場合、その該当職員に職場長が休業もしくは休業を要請した場合には、平均賃金の100分の100を保障する。その際には年次有給休暇ではなく特別休暇等に対応する。
- 2.業務中に新型コロナウイルス患者、もしくはその可能性が高い患者に接触または接触した可能性が高い職員が新型コロナウイルスを発症した場合には平均賃金の100分の100の給与保障を行い、労働災害とする。
- 3.新型コロナウイルスに関して、施設毎に職員に対して迅速にかつ丁寧に情報提供を行う。
- 4.職員等の結婚の特別休暇については新型コロナウイルスの状況を考慮して、該当職員の状況に応じてさらに期間延長し柔軟に対応する。

5.安全面が出来る限り確保されるよう医療用防護具を確保する。また確保が難しい場合は不足の事態を想定し事前に入念な準備を行い備える。

以上